

平成23年9月16日第3回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第5日)	
出席議員 (10名)	1番 原 田 希 2番 寺 崎 太 彦 3番 橋 本 重 雄 4番 碓 勝 征 5番 林 眞 敏 6番 松 田 俊 和 7番 岡 光 廣 8番 吉 富 隆 9番 中 山 五 雄 10番 大 川 隆 城
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 教 育 長 吉 田 茂 会 計 管 理 者 原 慎 義 幸 総 務 課 長 池 田 豪 文 企 画 課 長 北 島 徹 税 務 課 長 白 濱 博 己 住 民 課 長 福 島 日 出 夫 健 康 福 祉 課 長 岡 義 行 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男 生 涯 学 習 課 長 川 原 源 弘 教 育 課 長 小 野 清 人 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 鶴 田 良 弘 議 会 事 務 局 係 長 石 橋 英 次

議事日程 平成23年9月16日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 請願第2号 坊所・三上地区道路整備について
日程第2 意見書案第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書
日程第3 意見書案第7号 原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書
日程第4 意見書案第8号 公共輸送機関の存続へ向け、J R九州等に係る経営支援策等に関する意見書
日程第5 委員長報告第2号 請願第1号 坊所新村地区内水路整備について
日程第6 討論・採決
日程第7 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

午前9時32分 開議

○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 請願第2号

○議長（大川隆城君）

日程第1．請願第2号 坊所・三上地区道路整備に関する請願書について、これを議題といたします。

これから紹介議員より説明をお願いいたします。

○4番（碓 勝征君）

おはようございます。私のほうから請願第2号をお願い申し上げます。

請 願 書

平成23年8月22日

請願第2号

上峰町議会議長 大 川 隆 城 様

紹介議員 碓 勝 征

紹介議員 中 山 五 雄

紹介議員 原 田 希

件 名 坊所・三上地区道路整備について

請願箇所は、町道下津毛三田川線、町道米多坊所線、町道樫寺線及び町道郡境・坊所線の四路線が交差する変則五差路で、更に県道北茂安久留米線からの抜け道として、交通量が非常に多い危険箇所である。

永年にわたり危険性をはらんでいる懸案道路事情があり、また町内外の多くの皆様が危険を感じながら生活道路として毎日利用されています。

この危険性ある変則五差路の改修整備が一日も早く実現できますように要望いたします。

以上、地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

請願理由

- ①変則五差路の交差点は鋭角のため、非常に見通しが悪く交通事故が多発している。
- ②小・中学校の児童生徒の通学路であるが、歩行者及び自転車が同じ歩道を通行するため、接触事故等の危険性をはらんでいる。
- ③道幅が狭いため、通学福祉バス平井医院方面に運行できず、高齢者の方々には不便な状況である。
- ④道幅が狭いため、町の避難道路に辿りつくまでが困難と考えられる。

請 願 者

住所 上峰町大字坊所699-1

氏名 上坊所区長 重 松 規 昌

住所 上峰町大字坊所868-1

氏名 下坊所区長 八 谷 勝 憲

住所 上峰町大字坊所3134-3

氏名 三上区長 田 中 静 雄

実はこの3番の項目も絡んでございますけれども、平井病院のちょうどあの南側、米多坊所線から西のほうに入るところでも自転車と車の事故がっております。今、看板が立てられているという実例がございます。

さらに、資料といたしまして、議長のほうにこの請願に賛同の方の署名を三百有余名提出いたしておりますので、申し添えておきます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大川隆城君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（吉富 隆君）

ただいま礎議員から請願書が提出をされました。この変則五差路につきましては、長年にわたる懸案事項でもありますし、五、六年前もこういった話が出てまいりました。そういった中で、請願については初めての請願でありますので、これにつきましてはぜひとも採択して委員会付託になると思います。私も賛成をするわけでございますが、この請願の出し方に若干私は疑問を持っておりますので、本議会でやるのもいいんですが、ここで休憩をとらせていただいて、議員の皆さんに御理解を求めておきたい案件がございますので、ここで休憩

をお願いしたいと思います。

○議長（大川隆城君）

ただいま8番議員のほうから休憩の要請がございましたけれども、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。

それでは、暫時休憩いたします。休憩。

午前9時37分 休憩

午前10時7分 再開

○議長（大川隆城君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。質疑の途中ではございますが、ただいまの請願第2号は振興常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、請願第2号は振興常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第2 意見書案第6号

○議長（大川隆城君）

日程第2. 意見書案第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

これから提出者より説明をお願いいたします。

○4番（碓 勝征君）

意見書案第6号

上峰町議会議長 大川隆城様

提出者 上峰町議会議員 碓 勝 征

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

上記の意見書（案）を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

東日本大震災によって、東北、関東では多くの自治体が甚大な被害を受けました。今後は、自治体を中心とした復興が求められます。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。

とくに、地域経済と雇用対策の活性化が求められるなかで、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められています。2011年度政府予算では地方交付税について総額17.5兆円を確保しており、2012年度予算においても、震災対策費を確保しつつ、2011年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が求められます。

このため、2012年度の地方財政予算全体の安定確保にむけて、政府に次のとおり対策を求めます。

記

1. 被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体財政が悪化しないような各種施策を十分に講ずること。
2. 医療、福祉分野の人材確保をはじめとするセーフティネット対策の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2012年度地方財政計画、地方交付税総額を確保すること。
3. 地方財源の充実、強化をはかるため、国・地方の税収配分5：5を実現する税源移譲と格差是正のための地方交付税確保、地方消費税の充実、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成23年 9 月16日

佐賀県上峰町議会

内閣総理大臣	野 田 佳 彦 様
内閣官房長官	藤 村 修 様
総 務 大 臣	川 端 達 夫 様
財 務 大 臣	安 住 淳 様
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策担当)	古 川 元 久 様
経済産業大臣	枝 野 幸 男 様

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、意見書案第6号の質疑を終結いたします。

これから意見書案第6号を採決いたします。

本案について賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、意見書案第6号は可決されました。

日程第3 意見書案第7号

○議長（大川隆城君）

日程第3. 意見書案第7号 原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書（案）。

これから提出者より説明をお願いいたします。

○4番（碓 勝征君）

意見書案第7号

上峰町議会議長 大川隆城様

提出者 上峰町議会議員 碓 勝 征

原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書（案）

上記の意見書（案）を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成23年9月16日提出

原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書（案）

去る3月11日に発生した、国内最大級マグニチュード9.0の東日本大震災とこれに伴う巨大津波は、東北地方を中心に数多くの尊い命を奪い、沿岸地域に壊滅的な被害をもたらした。

加えて、東京電力株式会社福島第一原子力発電所では、地震発生時に運転していた原子炉は自動停止したものの、地震直後に放射能漏れは起きていた。地震で電柱や配管が打撃を受けており、津波の到達前には非常用電源も停止していた。その結果、原子炉や使用済み燃料プールの冷却機能が喪失し、大量の放射性物質が放出され、我が国で初めて原子力災害対策特別措置法に基づく「原子力緊急事態宣言」が発令された。

さらに、原発事故の深刻度が「国際原子力事象評価尺度（INES）」による暫定評価で最悪の「レベル7」に引き上げられ、大地震から6カ月を経た今も、周辺地域では広範囲な避難指示のもと、多くの住民が避難生活を余儀なくされているほか、農作物の汚染や風評被

害も深刻化している。

とりわけ今回の原発事故は、ひとたび原発事故が起きれば、原発立地地域住民のみならず日本全国どこでも放射性物質による被害の危険性があることを示しており、国民の原発に対する不安は高まっている。

九州電力株式会社、玄海原子力発電所が県内に稼働しており、その事故を想定して今回の福島原発の事故と被害を直視すれば、我が国の原子力行政の根本的見直しが必要であることは明らかであり、原子力の「安全神話」からの脱却が求められている。

現在のエネルギー事情を踏まえ、原子力発電所について徹底した安全対策を早急に構築し、不安の払しょくに努めることは国の責務である。よって、以下の項目について早急に検討し、改善と充実を求めるものである。

記

- 1 国の全責任において、原子力発電の安全確保等に関する的確で分かりやすい情報提供と情報開示に努め、住民への説明、広報の充実強化を図ること。
- 2 今回の事故原因の詳細な調査を踏まえ、耐震設計審査等の安全指針について見直しを行うこと。
- 3 地震対策、津波対策などの安全対策について改めて点検を行うとともに、抜本的な対策を講じ、国民の安全・安心の確保に努めること。
- 4 今回の事故を受け、国の防災計画や原子力防災指針、原子力災害対策、原子力防災訓練の見直しを早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月16日

佐賀県上峰町議会

内閣総理大臣	野田佳彦様
衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣官房長官	藤村修様
財務大臣	安住淳様
経済産業大臣	枝野幸男様
国家戦略担当大臣	古川元久様

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、意見書案第7号の質疑を終結いたします。

これから意見書案第7号を採決いたします。

本案について賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、意見書案第7号は可決されました。

日程第4 意見書案第8号

○議長（大川隆城君）

日程第4. 意見書案第8号 公共輸送機関の存続へ向け、JR九州等に係る経営支援策等に関する意見書（案）。

これから提出者より説明をお願いいたします。

○7番（岡 光廣君）

それでは、意見書案第8号を申し上げます。

意見書案第8号

上峰町議会議員 大川隆城様

提出者 上峰町議会議員 岡 光 廣

公共輸送機関の存続へ向け、JR九州等に係る経営支援策等に関する意見書（案）

上記の意見書（案）を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成23年9月16日提出

公共輸送機関の存続へ向け、JR九州等に係る経営支援策等に関する意見書（案）

昭和62年4月1日に国鉄が分割・民営化され、自立経営を確保し、公共輸送の使命と地域を支える鉄道の再生を図るべく、JR7社が誕生した。

そして、JR東日本、東海、西日本の三社は、株式を上場して完全民営化を果たした。

しかし、多くの地方ローカル線を抱えるJR九州を初めとしたJR北海道、四国のJR三島会社と、国鉄時代の老朽資産を多く保有するなど構造的問題を抱えるJR貨物については、積極的な営業施策や徹底した経営効率化など、労使をあげた努力を重ねてきたが、来年4月にJR発足25年の節目を迎える今日もなお、自立経営を確保する目処が立っていない。

JR三島会社は、営業赤字を前提に、経営安定基金の運用益や税制特例等の支援策を基に黒字を確保する形で設立された。

少子高齢化や地方の過疎化が進む中で、金利の急落で経営安定基金の運用益が半減しながらも、各社の努力で何とか経営を維持しているのが実態である。

こうした中、本年度末には J R 三島・貨物会社の経営支援策の重要な柱である固定資産税等の減免措置の特例が期限切れを迎える。

東日本大震災の教訓から、地域の鉄道が果たす役割や鉄道貨物輸送の重要性が再認識される中で、J R 三島・貨物会社の社会的な役割と、未だ完遂されていない国鉄改革の課題に鑑みれば、J R 発足25年を契機に、これらの税制特例措置を延長し、当該各社の経営自立に向けた安定的な運営と地域交通や鉄道貨物の確保に向けた道筋を明らかにすることが必要であると考えます。

J R は、地域住民の足として、国民生活に欠くことのできない存在であるが、J R 三島・貨物会社に講じられている税制特例は平成24年3月末に期限切れを迎え、それ以降、支援策が講じられなければ、再び赤字線の廃止や運賃改定などによって、利用者や地域住民に犠牲が押しつけられることになることは必至である。

よって、政府に対し、次年度の税制改正において、下記の事項について実施されるよう強く要望する。

記

J R 三島・貨物会社に係る固定資産税、都市計画税を減免する特例措置（いわゆる「承継特例」「三島特例」等）を延長すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書案を提出する。

平成23年9月16日

佐賀県上峰町議会

内閣総理大臣	野田佳彦様
衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
総務大臣	川端達夫様
財務大臣	安住淳様
国土交通大臣	前田武志様
内閣府特命担当大臣 (行政刷新担当)	蓮舫様

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、意見書案第8号の質疑を終結いたします。

これから意見書案第8号を採決いたします。

本案について賛成の皆さんの起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、意見書案第8号は可決されました。

日程第5 委員長報告 報告第2号

○議長（大川隆城君）

日程第5. 委員長報告 報告第2号。

請願第1号 坊所新村地区内水路整備について、これを議題といたします。

本件につきましては、振興常任委員長の報告を求めます。

○振興常任委員長（岡 光廣君）

請願審査報告をいたします。

報告第2号

平成23年9月16日

請 願 審 査 報 告 書

振興常任委員会

委員長 岡 光 廣

平成23年6月17日、第2回定例会において本委員会に付託された請願第1号について7月21日に本委員会を開催し審査した結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

1. 件 名 請願第1号 坊所新村地区内水路整備に関する請願。
2. 審査結果 採択とする
3. 主な意見 町及び土地改良区が一体となり、整備を進めるべき。
また、整備については、平成24年度から実施予定の県営クリーク防災事業を活用し、坊所新村地区を含む町内未整備水路全体の整備に努めること。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大川隆城君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり採択することに賛成

の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

日程第6 討論・採決

○議長（大川隆城君）

日程第6. 討論・採決。

議案第36号 上峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議案第38号 上峰町税条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議案第39号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議案第40号 上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより討論を省略して、議案第40号を採決いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第40号を採決いたします。本案について同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第40号 上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

議案第41号 上峰町教育委員会委員の選任についてを議題といたします

これより討論を省略して議案第41号を採決いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第41号を採決いたします。本案について同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第41号 上峰町教育委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

議案第42号 町道路線の廃止についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議案第43号 町道路線の認定についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第43号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第44号 平成23年度上峰町一般会計補正予算（第2号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議案第45号 平成23年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議案第46号 平成23年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議案第47号 平成23年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議案第48号 平成23年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第7 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（大川隆城君）

日程第7. 委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お手元に配付のとおり、各委員長から会議規則第73条の規定により、所管事務の閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、本件につきましては委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、会議を閉じます。

平成23年第3回上峰町議会定例会を閉会いたします。御協力、大変ありがとうございました。お疲れさまでございました。

午前10時37分 閉会

上峰町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

上峰町議会議長 大川隆城

上峰町議会議員 中山五雄

上峰町議会議員 原田 希